内訳
⑴　継続会員（別表⑻のとおり。）
1866件　39億1065万円及び優先的施設利用権等
⑵　退会済会員（別表⑼のとおり。）
40件　6335万7980円及び額未定

第２項　権利の変更及び弁済方法
１　継続会員について
⑴　権利の変更及び弁済方法
ア．優先的施設利用権の存続
継続会員として別表⑻に記載した債権者の有する優先的施設利用権は存続するものとし、当該継続会員が退会の意思表示をした日に消滅するものとする。
イ．預託金返還請求権の権利変更（免除及び新預託金）
①　預託金返還請求権について、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日に93.5％の免除を受ける。
②　①の免除後の残額を新預託金とする。
ウ．新預託金の弁済方法
継続会員が退会の意思表示をしたときは、更生会社は退会の意思表示を受けた日の翌日から１か月以内（但し、更生計画認可決定のあった月の翌月末日以前に退会の意思表示をした継続会員については更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日限りとし、当該末日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、さらに当該休業日の翌営業日限りとする）に新預託金を返還する。
⑵　各継続会員の権利の変更及び弁済方法
各預託金返還請求権を有する会員について、⑴による権利の変更と弁済方法は、別表⑻の「権利の変更及び弁済方法」欄に記載のとおりである。

２　退会済会員について
⑴　権利の変更及び弁済方法
退会済会員の有する預託金返還請求権については、第４節第２項に準じて、以下のとおり、権利の変更及び弁済をする。
ア．開始決定後の利息、損害金の免除
更生手続開始決定の日以降の利息及び遅延損害金については、更生計画認可決定の日に全額免除を受ける。
イ．元本及び開始決定前の利息、損害金の免除
元本及び開始決定前の利息、損害金については、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日に93.5％の免除を受ける。
ウ．弁済
イ．の免除後の残額につき、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日（当該日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、当該休業日の翌営業日）限り、一括して弁済する。
⑵　各退会済会員の権利の変更及び弁済方法
前記⑴の定めによる免除後の債権者ごとの弁済額は、別表⑼の「権利の変更及び弁済方法」欄に記載のとおりである。

第３項　会則の変更
本件ゴルフ場の会則を、別表⑽のとおりに変更する。
但し、同表の会則第４条１項の規定にかかわらず、本件ゴルフ場について従前存した「名誉会員」は、更生計画認可決定の日に消滅する。これに対し、本件ゴルフ場について従前存した、継続会員以外の第三者（通称「終身会員」）の優先的施設利用を目的とする権利を含む会員権は、同表の会則第４条５項、同10条等の規定にかかわらず、従前の内容の権利として、存続する。
また、同表の会則第７条２項（新規入会時における預託金の据置期間を10年とする定め）は、別表⑻、⑼に記載された権利変更後の預託金の弁済には適用しない。

第４項　休会の取扱い
１　継続会員のうち更生計画認可決定日における休会者（以下「休会者」という。）については、平成24年12月31日まで、引続き休会を認める。
２　１号により休会を認められた休会者は、同号に定める休会の期間中、年会費の支払義務を負わず、また、優先的施設利用権を有しない。
３　休会者は、１号に定める休会の期間中であっても、会則の定めに従い、申出により休会を撤回することができる。

第５項　年会費の取扱い
１　年会費の負担は、更生計画認可決定の日以降、すべて会則の定めに従うものとし、会則に定めのない優遇措置はすべて廃止する。本件更生計画認可決定の日以降は、第３項に定める会則の定めに従う。
２　２個以上の優先的施設利用権を有する者は、平成25年１月以降、その有する全ての優先的施設利用権について、年会費の支払義務を負うものとする。

第６項　その他
１　継続会員として別表⑻に記載した債権者以外の者が有する優先的施設利用権は、更生計画認可決定の日に消滅する。
２　会員契約に付随し、または、これに関連して締結された契約に基づき生じた権利は、更生計画に定めるもののほか、すべて消滅する。

第８章　未確定の更生債権等に関する措置
第１節　未確定の更生債権等
更生会社についての未確定の更生債権の、件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表⑾に記載のとおりである。
１件　１億2373万6059円

第２節　未確定の更生債権等に関する措置
第１項　未確定の更生債権等の確定までの取扱い
未確定の更生債権については、確定するまでの間はいずれの債権としても取り扱わない。
第２項　未確定の更生債権等の確定後の取扱い
未確定の更生債権が確定したときは、第７章の定めを適用する。
但し、未確定の更生債権の弁済時期については、当該未確定の更生債権等が確定した日から１か月を経過した日と、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日（当該日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、当該休業日の翌営業日）のいずれか遅い日限り一括して弁済する。

第９章　担保権等の措置
第１節　担保権の消滅等
更生会社の財産を目的とする担保権は、更生計画認可決定と同時に消滅する。

第10章　弁済に関するその他の事項
第１節　共益債権及びその弁済方法
第１項　共益債権の現況
更生会社において、更生手続開始決定日から平成24年３月31日までの間に支払った共益債権及び同日現在の共益債権未払残高の各明細は別表⑿記載のとおりである。
⑴　支払実績　３億2240万6260円
⑵　未払残高　１億5007万5167円
第２項　未払共益債権の弁済方法
既に発生し、又は今後発生する共益債権は、営業上の収益金その他をもって随時弁済する。
第２節　弁済資金の調達方法
更生債権等の弁済資金の調達方法は、手持弁済準備資金、営業収益金、募集株式発行による払込金及び借入金等によるものとする。
第３節　予想を超過した収益金の使途
予想を超過した収益金が生じた場合には、その超過部分を運転資金、設備資金に使用する。